円	円	至　五割	貫徹	
円	太宰府	五割要試賃角四百円	五月	組合員土師国吉君外百三十五人
〃	〃	外ニ四ヶ年間二割五分	貫徹	地主小堅弥之助外八十人
早良	姪浜	二割	六月	組合員石橋市右エ門君　外
			貫徹	地主石橋善次郎　外
円	隈山	不作ニ付相当要求	一部貫徹	組合員大鶴永吉君　外十九人
			余ハ訴訟中	地主　真子定三郎　外二十人
福岡	松園	自　二割	三月	組合員　岩田重蔵君　外
		至　四割	貫徹	地主　糸山文吾　外

ロ、土地取上反対斗争

土地は小作人の生命である　土地ハ[redacted]に手離サヌ！。　と云ふ固い決意の下に斗はれ、止むを得ずして土地を手離す場合は相当の生活保証を要求した、併し乍ら組合員本人の斗志の軟弱と、未だ支部組織の堅固ならざるところに於ては所期の目的を達し得なかったところもある、

我々は機関を整備し組織を強化して斗ひ進まねばならぬ

解決したる主なる争議

イ、三瀦地区中限支部＝組合員横枕友次郎君対地主氷田福次郎間の家事整理のための土地売却に基く田四反歩引上反対斗争に於ては替地として田四反三畝を得て三月一日解決した、

ロ、三養基地区城戸支部＝組合員酒井正吉君対地主吉松浩六間の田一反歩引上反対斗争に於ては八畝歩を返還し余の二畝歩の苗代田は永久小作することに契約し六月二十六日解決した、

ハ、三養基地区酒井支部＝組合員末次賀一君対地主郭下嘉助外一人間の宝満川改修工事に依る潰地田七畝歩引上反対斗争に於ては作離料一坪当り金[illegible]價一円買上價格二円）を得尚ホ未納小作米三斗四升俵三俵の支払ひを免除せしめて三月十日解決した、

二、三養基地区酒井水屋支部対東邦電力株式会社間の電柱設立反対斗争

会社の組合員の小作地に電柱三十九本設立の計劃を有することを知り電柱設立反対の下に斗ひ若し設立の場合は一、損害の賠償として一本に付き金五十円を出せ！　二、雀の蝕害賠償として一本に付き一ヶ年玄米三俵の計算にて十二ヶ年分を一時に出せ！　三、共同浴場及び街頭の電燈を無料にて取付点燈せろ！　四、電燈料を値下げしろ！　の－－－－の要求を掲げて蹶起したるため会社は現在に至るも事業を始めない、

ホ、福岡地区松園支部＝組合員沖宗太郎君対福岡市東部土地区劃整理組合＝地主太田清蔵＝間の潰地に対する生活保証要求に関する斗争

組合員沖宗太郎君は争議直前迄日本農民組合九州同盟会大釗支部に加入してゐた、これより先我松園支部は福岡市東部区劃整理組合に対する共同斗争を提議し日農大釗支部の讃同を得た、然るに日農大釗支部は共同斗争をなすべき誓約を裏切り単独行動を恣にし遂に日農幹部は区劃整理組合との間に紳士協約なるものを取結び其内容に就いては組合員にすらひたすら之を隠蔽し、只潰地に対する補償として（作離料及作物補償を含む）一反当り金二百円内外を交付さるゝこととなりたる旨を発表した、こゝに於て組合員に不服あり殊に沖君は五反歩の小作田中区劃整理のため一反八畝を潰さるゝこととなり残地僅かに三反歩にすぎざるところ一反当り二百円以内の交付金にてはその生活保証せられざることを明かなるを以てこれを大いに不服とし且組合員の意見を尊重し単独行為をなさゞる旨の誓約を破り恣に整理組合との間に内容不明なる紳士協約なるものを取結びたる組合幹部に対し不信任の意を表したるところ組合支部幹部は横暴にも沖君の営業を妨害し、沖君が九州青物市場に営業を営むことをさしとめんとした、事茲に至り沖君は断然日農を脱退し我が松園支部に加入することとなったのである、

而して沖君は整理組合に対する一切の交渉談判を松園支部に於て選出されたる交渉委員に委ねてゐた　然し乍ら整理組合は右交渉委員と接衝をなすことなく、従って生活保証問題未解決の儘なりし処整理組合長大神艶次郎工事請負人久保は県庁より派遣されたる県技手大塚房雄監督の下に朝鮮人土工七八十名を使役し、突如、六月三十日午前十一時頃沖君が予ねて野菜を栽培し且沖君自身耕作中なることを表示し他人の立入を禁止して鉄条網を張り居りたる田の中に無断にて右鉄条網を破壊しレールを敷設して[illegible]路を作り始めたのである、沖君は直ちに現場に於て整理組合の不法を難じたるも力及ばず急[illegible]松園支部に報じた、松園支部に於ては支部長岩田重蔵君　副支部長石川郁郎君及大野甚三郎君　山田伊太郎君等を始め組合員現場に急行し尚松原六郷支部等の組合員並に全水九聯の同志諸君の應援あり、現場には四十余人動員され大、即時現場に於て整理組合の暴挙を差止める大めの交渉を開始すると同時に本部常任矢野勇